

飯島賢二の『恐縮ですが・・・一言コラム』

第 102 回 所得税の大増税?? ~ 税制改正の見通し ~

財政の健全化が叫ばれてから、久しく時が経過している。いよいよ本腰を入れた財政再建を実施しなければ、わが国の将来が危ぶまれてだろう。そのキーとなるのは、やはり租税収入の増加策であることは、言いづらいかもしれないが、当然の帰結である。

サラリーマンの 25%、法人の 70%、死亡者の 95%は、各々それらの税金がかかっていないといわれているのが、我国の課税の実態である。今、政府税制調査会を中心に、盛んに税制改正論議が行われている。その論点と、今後予測される改正の方向を、小生なりにまとめてみた。(平成 17 年 6 月 17 日現在)

まず**個人所得税**。これはごく近い将来、大幅な改正が実施されるであろう。地方への税源委譲という観点で、現状 10%から 37%の 4 段階で設定されている所得税率に 5%の新税率を設定するほか、最高税率を 40%に引き上げる。これはすでに地方住民税の税率 10%の一本化による地方税源調整の施策であり、ほぼ決定されると思われる。

更に、各種控除の見直しが検討され、退職所得・給与所得控除の縮小、配偶者や生命保険料控除など、極端に言えば、基礎控除、扶養控除、障害者控除を除き所得控除は原則廃止の方向で論議されている。

相続税は、相続件数の 5%前後しか課税対象にならず、ほとんどの人が納税しないのが実態である。この主な原因は、基礎控除(5,000 万円 + 1,000 万円 × 法定相続人数)の高額化であり、当然のようにこの縮小化が論議されるところである。

消費税は、計数的には法人税を抜き、今や所要財源の一つとなった。課税最低限 1,000 万円(課税売上)になり、新たな課税対象者(社)は約 130 万人増加したと言われている。いろいろな議論はあるが、5%という税率は、先進主要諸国では極端に低い。消費税率 1%増やすと約 2 兆円の増税となる計算である。時期はともかく、いずれ「税率アップ」の議論は避けられそうもない。

新たな時代と共に、**政策的改正**も見逃すことはできない。昨年度からの IT 投資減税、17 年度の改正でも、人材投資促進税制、中小企業新事業活動促進税制の新設は、我々にとっても大いに活用すべきである。また、会計のグローバル化に伴い、税制も変えざるを得ない動きがある。平成 9 年から来年の「**新会社法**」の制定に至る一連の「**商法**」改正、来年度から適用になる減損会計の導入、株主優遇思想を反映した、損益計算書そのものの抜本的改正とその課税論拠の見直し等、「**シャープ税制**」の根幹的改正論議が巻き起こるであろう。

我々中小企業にとっても、決して無縁の話ではない筈、今後の行方をいち早く見通し、今からそれに備えたいものである。(平成 17 年 6 月、週刊タイムス掲載)